

あっせん委員会の運営状況

当四半期（令和8年1月～3月）におけるあっせん委員会の運営状況は次のとおりである。

1. 当四半期におけるあっせん委員会の運営状況

（単位：件）

新規申立件数 (A)	0
前四半期末未済件数 (B)	1
当四半期終結件数(C=a+b+c+d+e)	1
あっせん委員会によるあっせん案の提示後、和解件数 (a)	1
あっせん委員会によるあっせん案の提示後、不調件数(b)	0
申立人の申立て取下げ件数(c)	0
あっせん委員会によるあっせんの打ち切り件数(d)	0
あっせん委員会の適格性審査による不受理件数(e)	0
当四半期末係属件数(=A+B-C)	0

2. あっせんの申立て事案の概要とその結果

あっせん申立事案のうち、1件が終結。

(別紙)

事案番号	令和7年度第1号
申立て概要	相手方に委任した遺産整理業務が遅延し、亡父が保有していた投資信託の解約の際にも損失が発生したため、遺産整理業務に係る手数料の減額または解決金（手数料の半額程度）の支払いを求める。
申立人の属性	個人
申立人の申出内容	<ul style="list-style-type: none">・相手方に委任した遺産整理業務に関して相手方が提示した期日を過ぎても連絡が無い、問い合わせたところ、相手方が申立人への終了報告を失念していたことが判明した。・その際、被相続人が保有していた投資信託の解約に当たり損失が発生したことが判明した。相手方は投資信託の解約手続きは適正であったと主張したが、相手方が遺産整理業務を遅滞なく、速やかに進めていけば、投資信託の解約に伴う損失額は実際に発生した損失額よりも少なかったはずである。また、相手方には、遺産手続き業務に関し、職務怠慢や不誠実な対応があった。・以上のことから、申立人は、遺産整理業務の手続きが適正であったか否かを検証するための情報開示および遺産整理業務の手数料の減額(55万円)もしくは解決金(手数料の半額と同程度)の支払いを求める。
相手方信託銀行等の見解	<ul style="list-style-type: none">・相手方は、申立人への終了報告書の作成交付が遅れ、その旨申立人への連絡・報告も行わず、申立人より問い合わせを受けて、相手方の職員が終了報告の遅延について回答をしたという事実は認める。・申立人は、本件投資信託の換金手続きに関し「含み損」が生じたと主張しているが、当初の投資額に対して運用損益はプラスであり、いわゆる「含み損」は生じていない。・本件投資信託の換金時期等は、契約上、相手方に一任されており、調査の結果、投資信託の解約手続きについては事務の遅滞はなかった。・相手方が申立人に当初提示したスケジュールよりも、終了報告および納税手続きが遅滞したことは、その旨謝罪した限りにおいて認めるが、納税手続きは相続税の申告期限内に完了しており、また、本件業務遂行について職務怠慢や不誠実な対応があったと認めることはできない。・また、本件業務にかかる手数料は、契約に基づき遺産整理業務の「委任事項」の対価として受領しているが、遺産整理業務の諸手続きはすべて履行完了済であり、遺産整理業務手数料を受領することには正当性があるため、手数料の減額または解決金の支払要求には応じられない。

あっせん手続の結果	<p>【和解】 所要期間 4か月4日</p> <p>令和7年11月19日開催のあっせん委員会において適格性の審査が行われた結果、当該申立てを受理することを決定。</p> <p>あっせん委員会における検討の結果、スケジュールの遅延について損害賠償請求を行うことは難しいが、委任契約の受任者として、報告義務違反など、配慮不足の対応があったことを踏まえ、申立人に対して解決金を支払う和解案を提示したところ、相手方が申立人に一定の解決金を支払うことで合意した。</p>
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------